

第 1 1 課 基本的人権その 2

続いて、憲法第 1 4 条を見てみよう。憲法第 1 4 条は、近代憲法以来の重要な原理である「**法の下**の平等」を定めており、法治国家としては当然の規定のようであるが、法の下の平等とはいったい何か、ということになると、難しい問題を含んでいる。また、憲法 1 4 条は、国家による人間の平等な取り扱いを命じているが、これを一種の権利と考えることができるのか、つまり「**平等権**」というものがあるのか、という問題もある。

近代憲法において強調されたのは、個性の区別なく、万民を法律のもとで同等に扱う、という原理であり、あらゆる人をとにかく形式的に平等に扱いさえすればそれでよい、いや、むしろそうでなければならない、とする考えかたであった。この考え方の中で、社会内の人間を、強い者も弱い者も同じように扱ったため、形式的には平等であっても、実質的には強者と弱者、富める者と貧しき者の格差を一層広げる結果になり、社会内に放置できない実質的不平等をもたらす結果となったのである。

このことは、憲法第 1 4 条の解釈にも大きな影響を及ぼしており、現在なお、憲法 1 4 条が専ら**形式的平等**のことを言っているのか、それとも**実質的平等**のことを言っているのか、議論があるところである。

哲学的な領域にまで達しそうなこのような議論はさておいて、我々が考えるに当たっては、「平等」という原理は、それが問題となる場面によって発現のしかたが異なると考えるべきであろう。形式的な平等が貫かれなければならない場面と、逆に、実質的な平等を確保しなければならない場面がいずれも存在するのである。たとえば、選挙などでは、かなり厳しく一票は一票である、という形式的平等を貫かなければならないであろうし、その反面、所得税について累進課税制を採用したり、あるいは社会保障について、一定限度以下の所得しかない人のみを対象としたりすることは許されてよいのである。平等について論じる場合には、形式的平等が求められる場合なのか、実質的平等が求められる場合なのかを場面に応じて慎重に考えなければならない。

1 重要語句

a 法の下の平等

法の下の平等は、現在世界中の国々のほとんどで認められていると思われるが、ここで重要なのは、法の下の平等と言うときは、法自体も平等でなければならないということである。このことは憲法にも当てはまる。すなわち憲法をもってしても、平等を破壊するような定めをすることは許されないのであって、いわんや憲法より下位にある法律などで、不平等な取り扱いや不合理な差別を定めるようなことはこの憲法14条により禁止されているのである。

b 平等権

平等、というのは一つの「状態」であるが、これを、平等な取り扱いを受ける権利、と構成するのが「平等権」の概念である。平等権の概念は、学者によって様々に定義されているが、日本では、日本国憲法第14条が、その前段で法の下の平等を原則として定めているだけでなく、後段において、人種や信条等による差別を禁じ、一定の事由により不合理な差別をされない権利という意味での平等権を保障しているとする考え方があ

c 形式的平等と実質的平等

本文にあるように、人の性質や、その置かれた環境、立場など、人の属性を一切考慮せず、どんな人であっても人は人であるとして、同一の取り扱いをするのが形式的平等の原則である。これに対し、人の属性に応じて法律上の取り扱いに差を設け、実質的な結果が平等になるようにする、というのが実質的平等の原則である。以前は、憲法第14条は形式的平等を保障するだけであり、実質的平等は、憲法が他の条項で保障する権利（特に、憲法25条を中心とする社会権）によって調整するという考え方が支配的であったが、次第に、憲法14条自体も、場面に応じて実質的平等をも保障する趣旨であるという考え方が強くなってきている。